

# 消費者委員会メールマガジン 配信中!

～ぜひご利用ください～

**会議開催案内などの新着情報をいち早くお届けします!**

ホームページへの掲載直後にメールを配信いたします。  
届いたメールの内容があなたの気になる情報が、ひと目でわかる  
タイトルでお届けします。

トップページのリンクをクリックし、「消費者委員会メールマガジンの御案内」ページから配信登録ができます。

メールタイトルでは、以下のようなイメージで、発信情報をわかりやすくお知らせします。

【開催案内】H29.6.12第31回消費者安全専門調査会の開催について  
【意見】H29.5.23消費者基本計画工程表の改定素案（平成29年4月）

こんにちは！消費者委員会メールマガジンをお届けいたします。

本日の新着情報はこちらです。

=====

H29.6.12第31回消費者安全専門調査会の開催について

=====

- 日時 平成29年6月12日(月)14:00～ **【開催案内】配信の例**
- 場所 中央合同庁舎第4号館8階消費者委員会会議室 (東京都千代田区霞が関3-1-1)
- 議題 (1)第30回消費者安全専門調査会における議論の整理 (2)事故情報の分析の試行の結果について (3)暮らしの事故に関するアンケートの結果について (※内容については変更する場合があります。)
- 傍聴の申し込みについて 傍聴希望される方は、下記のホームページを参照のうえ、「申込受付フォーム」又は「傍聴希望申込書(FAX)」によりお申込みください。  
<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/anzen/senmon/031/kaisai/index.html>

=====

内閣府消費者委員会事務局 発行  
消費者委員会メールマガジン  
平成29年6月6日

=====

内閣府消費者委員会事務局  
〒100-8970  
東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎4号館8階  
電話番号 03-3581-9176  
URL: <http://www.cao.go.jp/consumer/index.html>

▼本メールマガジンの配信停止、又は、配信先を変更する場合はこちら。  
URL: [http://www.cao.go.jp/consumer/about/cc\\_e-maga.html](http://www.cao.go.jp/consumer/about/cc_e-maga.html)

消費者委員会  
The Consumer Commission

日本語 (English)

開業予定

活動

会議一覧

委員会主催行政・調査誌

部会・専門調査会会議

建議、提言、意見、要望及び提議案

消費者委員会への意見書

締約・法令等

消費者委員会について

委員会編

法令・規程

広報・報道

記念品

その他

過去の消費者委員会

消費者委員会シンポジウム

消費者団体ほか関係団体との意見交換会

委員会社会貢献

内閣府消費者委員会事務局  
〒100-8970  
東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎4号館8階  
電話番号(直通):03-3581-9176

消費者行政関連リンク

消費者庁

国民生活センター

このページの先頭へ

消費者委員会ホームページ  
<http://www.cao.go.jp/consumer/>  
こちらのQRコードから消費者委員会ホームページにアクセスできます。

消費者委員会事務局 お問い合わせ先  
〒100 - 8970 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎 4号館 8階

不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための (参考資料5)  
 課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について (答申) 【概要】

平成26年6月 消費者委員会

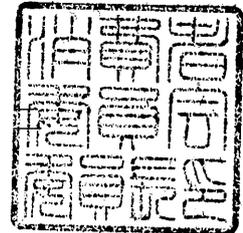
論点等		答申
制度導入の必要性		違反行為者に経済的不利益を賦課し、違反行為に対するインセンティブを削ぐ課徴金制度を導入する必要性は高い
制度の趣旨・目的		消費者の利益擁護のため、不当表示を事前に抑止することにある
対象事案	(1) 対象行為	優良誤認表示・有利誤認表示は、対象とすべき 指定告示に係る表示は、現状において対象とする必要はない 不実証広告規制に係る表示は、合理的根拠資料の提出がなければ課徴金を賦課することとした上で、被処分者がその後の訴訟において合理的根拠資料を提出して不当表示でないことを立証することにより、賦課処分について争うことができるとする手続規定を設けるべき
	(2) 主観的要素	不当表示がなされた場合には、原則として課徴金を賦課することとし、違反行為者から、不当表示を意図的に行ったものでなく、かつ、一定の注意義務を尽くしたことについて合理的な反証がなされた場合を、例外的に対象外とする
	(3) 規模基準	一定の裾切りは必要である
	(4) 除斥期間	一定の合理的期間を設けるべき
④ 賦課金額の算定	(1) 基本的な考え方	事業者の得た不当な利得相当額を基準とし、一定の算定式により一律に算定すべき
	(2) 加算措置、減算・減免措置	加算措置については、今後の制度設計において、その必要性を検証しつつ、検討が行われるべき 減算・減免措置についても、検討する価値を有する
	(3) 対象期間	一定の合理的期間に限定すべき
裁量性の採否		裁量を認めるような制度設計とすべきではない
課徴金の賦課手続		措置命令に係る手続と同様の手続保障を検討すべき 徴収手続については、既存の課徴金制度に倣って定められるべき
被害回復の在り方		消費者の被害回復を促進する仕組みを導入すべき 違反行為者がとった消費者への返金等の自主的対応を勘案して、課徴金額から一定額を控除する制度を採用すべき 「自主的対応」は、対象商品・役務の購入等をした消費者への返金を原則とすべき 返金を補完するものとして寄附の仕組みを認めるべきであるが、寄附先や寄附金の用途については、控除制度が被害回復促進のための仕組みであること等を踏まえ、限定的に定められるべき



府消委第9号  
平成28年1月7日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会  
委員長 河上 正



答 申 書

平成26年8月5日付け消制度第137号をもって当委員会に諮問のあった、消費者契約法（平成12年法律第61号）の契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方のうち、速やかに法改正等の対応が求められる点について、下記のとおり答申する。

なお、別添「消費者契約法専門調査会報告書」において、今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされている論点については、上記の法改正の立案及び国会における審議も踏まえながら、消費者委員会においてさらなる検討を加えた上でできる限り早く答申を行うものとする。

記

別添「消費者契約法専門調査会報告書」の内容を踏まえ、現時点で法改正を行うべきとされた事項については速やかに消費者契約法の改正法案を策定した上で国会に提出し、また、解釈の明確化を図るべきとされた点については、消費者契約法に係る逐条解説に適切に反映するとともに改正の内容とあわせて幅広く周知活動を行うなど、必要な取組を進めることが適当である。

## 内閣総理大臣から消費者委員会に対する諮問（平成26年8月）

消費者契約法（平成12年法律第61号）について、  
施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、  
情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、  
契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること。

裁判例等の蓄積

社会経済状況の変化

## 消費者契約法専門調査会の設置及び審議経過

- ・消費者契約法専門調査会の設置（平成26年10月）
- ・平成26年11月以降、計17回の会議を経た後、中間取りまとめを公表（平成27年8月）  
中間とりまとめに関する集中的な意見受付を実施（平成27年9月）
- ・中間取りまとめの後、平成27年10月に審議を再開し、関係団体に対するヒアリング等を実施。  
さらに計7回の会議を経た後、報告書を取りまとめ（平成27年12月）

## 本報告書で示された方向性

本報告書においては、各論点について、  
解釈の明確化で一定の対応ができるものは、解釈の明確化を図る  
解釈の明確化だけでは対応できないものは、規律の明確化に留意しつつ、速やかに法改正を行う  
と のほか、現時点で法改正を行うことについてコンセンサスが得られていないものについては、  
今後の検討課題として引き続き検討を行う  
という方向で整理。

速やかに法改正を行うべき  
内容を含む主な論点

重要事項（法第4条第4項）

不実告知による取消しに限り、「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を追加して列挙する。  
(想定される事例)「床下が湿っており、このままでは家が危ない」と言われ、床下への換気扇の購入・設置の契約を締結した事例

合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型

事業者が、消費者に対して、過量契約に当たること及び消費者に過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら勧誘して、契約を締結させたような場合に、取消しを認める規定を設ける。  
(想定される事例)呉服店において、事業者が、軽度の認知症である高齢の女性に対し、老後の生活に充てるべき資産をほとんど使ってしまうほどの量の着物を購入させた事例

取消権の行使期間  
(法第7条第1項)

取消権の行使期間のうち、短期の行使期間を1年間に伸長する。

不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果

消費者が、給付を受けた当時、取り消すことができるものであることを知らなかったときは、消費者の返還義務の範囲を現存利益に限定する旨の規定を設ける。

消費者の利益を一方的に害する条項（法第10条）/不当条項の類型の追加

債務不履行の規定に基づく解除権又は瑕疵担保責任の規定に基づく解除権をあらかじめ放棄させる条項を例外なく無効とする規定を設ける。  
法第10条前段の例示として、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項を挙げる。  
(想定される事例)通販で掃除機を購入したところ、掃除機が届けられた際にサプリメントが同封されており、契約の中には、継続購入が不要である旨の電話をしない限りサプリメントを継続的に購入する旨の条項が含まれていた事例

今後の検討課題として引き続き検討を行う主な論点(●)、解釈の明確化等による対応を図る主な論点(◆)

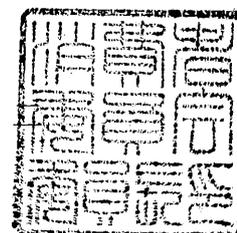
重要事項(上記以外の列挙事由等)、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型(上記規定の適用対象とならない被害事例)、不当条項の類型の追加(上記以外の契約条項)、  
「勧誘」要件の在り方、不利益事実の不告知、困惑類型の追加(威迫による勧誘等)、第三者による不当勧誘、  
「解除に伴う」要件の在り方、「平均的な損害の額」の立証責任、条項使用者不利の原則等



府消委第8号  
平成28年1月7日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会  
委員長 河上 正



答 申 書

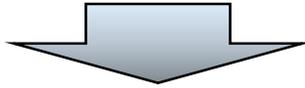
平成27年1月20日付け消取引第899号をもって当委員会に諮問のあった、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規律の在り方について、下記のとおり答申する。

記

別添「特定商取引法専門調査会報告書」の内容を踏まえ、法改正による対応が必要な事項については速やかに特定商取引に関する法律の改正法案を策定した上で国会に提出し、また、政省令の改正を行うなど、必要な取組を進めることが適当である。

平成20年の特定商取引法改正では、法律の施行後5年を経過した場合において、同法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていた（附則第8条）。

内閣総理大臣から消費者委員会に対する**諮問**  
(平成27年1月20日)



特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行状況を踏まえた購入者等の利益の保護及び特定商取引の適正化を図るための規律の在り方について

## 特定商取引法専門調査会の設置及び審議経過

- ・ 特定商取引法専門調査会の設置（平成27年1月）
- ・ 平成27年3月以降、**ヒアリング**の実施を含め、計11回の会議を開催 **中間整理**を公表（平成27年8月）  
中間とりまとめに関する集中的な**意見受付**を実施（平成27年9月）
- ・ 中間整理の後、平成27年10月に審議を再開し、さらに計7回の会議を開催  
**報告書**を取りまとめ（平成27年12月）

## 本報告書の位置付け等

- ・ 本報告書は、上記のとおり諮問を受けて設置された特定商取引法専門調査会における議論を取りまとめ、政府において提言内容の実現に向け最大限の努力を行うことを期待して、**措置すべき具体的な事項を提言**するもの。
- ・ 措置すべき具体的な事項については、  
（1）分野横断的な事項、（2）個別取引分野に関する事項、（3）執行に関する事項  
に分類した上で、各項目についての〔基本的な考え方〕と〔具体的な事項〕をそれぞれ記載。

## 分野横断的な事項

### 法の規制対象の拡大（「権利」の取扱い）

指定権利制を見直し、規制の後追いという問題が解消されるよう、必要な措置が講じられるべき。

### 勧誘に関する対策

法改正による規制強化及び解釈見直しの必要性については、委員間で共通認識が形成されるには至らなかった。  
以下の各点については現時点において対策を行うべき点として意見が一致。

- ・ 法執行の強化
- ・ 自主規制の強化
- ・ 相談体制等の強化・充実
- ・ 情報共有・連携の促進
- ・ 高齢者被害対策の強化
- ・ 消費者教育の推進

### クレジット契約・金銭借入れ・預貯金の引出しを勧める行為等

事業者が消費者に支払いのために金融機関等に対して虚偽の申告を行うように唆す行為 行政庁による指示の対象とする。  
事業者が消費者を支払いのために金融機関等に連れて行く行為 消費者の求めに応じて同行する行為等の不適切とはいえない行為を除外した上で、行政庁による指示の対象とする。  
金銭借入れ・預貯金の引出しを勧める行為 事業者からの消費者に対する積極的な関与が認められる場合に対象を限定するなど、営業一般に与える影響を最小限度とする観点から、検討を行うべき。

## 個別取引分野に関する事項

### 訪問販売に関する事項（アポイントメント・セールスにおける来訪要請手段）

アポイントメント・セールス等として既に指定されている方法によって来訪させた消費者に対して、**対面で再度来訪を要請し、当初から不意打ち性が連続している状態で来訪した消費者に勧誘等を行う場合** アポイントメント・セールスの規制が及ぶようにすべき。  
**SNS・電子広告といった来訪要請手段による不意打ち的な勧誘** 対象となる来訪要請手段の外延を明確にしつつ、アポイントメント・セールスの規制が及ぶようにすべき。

### 通信販売に関する事項（ファクシミリ広告への対応、虚偽・誇大広告に関する取消権、通信販売事業者の表示義務、インターネットモール事業者の取扱い）

**消費者の事前の承諾等を得ることなく、事業者が一方的にファクシミリ 広告を送信する行為** 行政処分の対象として位置付ける。  
**虚偽・誇大広告に関する取消権の付与** 意見の一致をみなかった。景表法・消契法の状況等も踏まえ、必要に応じて検討。  
**通信販売事業者に義務付けられる表示事項の追加** 割賦販売法の改正の進捗を踏まえた後、必要に応じて検討。  
**インターネットモール事業者** 直ちに特定商取引法上の特別な義務を課す必要はなく、今後のトラブルの推移等を見ながら別途検討。

### 電話勧誘販売に関する事項（過量販売解除権の導入）

**電話勧誘販売においていわゆる過量販売に該当する取引** 訪問販売と同様に、解除権の導入を行うべき。  
「通常必要とされる分量を著しく超える」か否かについては、判断基準に関するガイドラインが整備されることが望まれる。

### 特定継続的役務提供に関する事項（美容医療契約への対応）

**美容医療契約** 特定継続的役務と位置付ける。  
「美容の向上を主たる目的として行う医療行為」を規制対象とし、具体的に対象となる役務については列挙していくという基本的な方向性。

### 訪問購入に関する事項（「交換」への対応）

事業者が「購入」ではなく「交換」と主張するような場合であっても、**売買契約が成立した後、その支払手段として金券が用いられた場合等** 訪問購入の規律が及ぶと考えることが適当。

## 執行に関する事項

### 行政処分の強化

業務停止命令を受けた事業者の役員等が新たに別の法人で同種の事業を行うこと等

禁止されるよう必要な法律上の措置を講じることが望まれる。

業務停止命令の期間

現在最長で1年となっているところ、悪質事業者をより長期間、市場から排除することができるようにするなど法的措置が講ぜられることを期待。

都道府県知事による行政処分の効力を都道府県の区域を越えて及ぼすことの可否

都道府県のリソースを積極的に活用することが重要であるとの観点、必要な情報を広域から収集・分析し実行するための体制充実が必要であるとの観点等を踏まえ、さらに検討を進めることが必要。

事前参入規制の導入

意見の一致をみなかった。

### 報告徴収・立入検査等の強化

虚偽報告や検査忌避等

罰則の引上げを検討。

行政処分を行うことができるよう必要な措置がなされるべき。

立入検査の対象となる「密接関係者」の範囲

広げるため必要な政令改正が行われるべき。

### その他

違反事業者の所在地が不明な場合

公示送達による行政処分に関する規定を特定商取引法に整備することが必要。

違反事業者のウェブサイトに関する行政庁からプロバイダに対する削除要請

関連事業者等の意見も聞きつつ検討が行われるべき。

特定商取引法違反に対する罰則

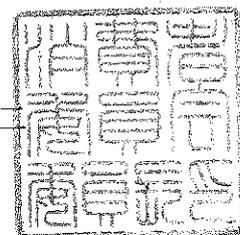
適切な抑止力が働く水準となるよう、法人重課等、他法の例も踏まえつつ、必要な検討を行うべき。



府消委第196号  
平成29年8月8日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会  
委員長 河上 正二



答 申 書

平成26年8月5日付け消制度第137号をもって当委員会に諮問のあった、消費者契約法（平成12年法律第61号）の契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等について、次のとおり答申する。

別添「消費者契約法専門調査会報告書」の内容を踏まえ、措置すべき内容を含むとされた論点のうち、法改正を行うべきとされた事項については、速やかに消費者契約法の改正法案を策定した上で国会に提出し、改正法案が成立した場合においては、現行法の内容及び改正法の内容について幅広く周知活動を行うこと及び解釈の明確化が必要な点については逐条解説等において明確化を図ることなど、必要な取組を進めることが適当である。

なお、当委員会は、専門調査会における報告を受けて、せい弱な消費者の保護の必要性等現下の消費者問題における社会的情勢、民法改正及び成年年齢の引下げ等にかかる立法の動向等を総合的に勘案した結果、特に以下の事項を早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として付言する。

- 1 消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が、合理的な方法で、消費者が契約締結前に、契約条項（新民法第548条の2以下の「定型約款」を含む。）をあらかじめ認識できるよう努めるべきこと。
- 2 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の

知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権。

- 3 消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」等が含まれること。

# 消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書（平成29年報告書）の概要

## 内閣総理大臣から消費者委員会に対する諮問（平成26年8月）

平成29年8月 消費者委員会事務局

消費者契約法（平成12年法律第61号）について、  
施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、  
情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、  
契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること。

## 消費者契約法専門調査会の審議経過

- ・平成27年12月 「消費者契約法専門調査会報告書」（平成27年報告書）を取りまとめ
- ・平成28年1月 一次答申
- ・平成28年9月 消費者契約法専門調査会の審議を再開  
第25回～第47回まで合計23回の審議を実施  
平成27年報告書において「今後の検討課題」とされた論点のうち、「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する  
附帯決議において明示された論点及び「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」等の内容を踏まえて、  
優先的に検討すべきとされた論点を検討。  
第36,37回では事業者団体より事業活動への影響についてのヒアリングも実施
- ・平成29年8月 「消費者契約法専門調査会報告書」（平成29年報告書）を取りまとめ

## 本報告書の内容

### 第1 見直しの検討を行う際の視点

- ・法施行後の社会経済状況の変化、公正な市場ルールの確立によって消費者被害及び円滑な事業活動の確保の両立を図ること等を踏まえ、調査・審議。
- ・高齢者のみならず若年者を含めた幅広い年代において消費者被害は依然生じており、消費者被害に対処するための法整備を行い、その実効性を確保。
- ・広範な業種・業態に関わるものであることを踏まえ、事業者の予測可能性を担保するとともに、事業活動が円滑に進むように留意。
- ・民法との関係での特別法、個別の業法との関係での一般法に当たる位置付けを踏まえ、消費者契約法の適切な在り方を考える。

## 第2 措置すべき内容を含む論点

1 不利益事実の不告知  
(法第4条第2項)



不利益事実の不告知の主観的要件に「重大な過失」を追加する。  
(故意の立証の困難に起因する問題に対処するため)

2 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型  
(法第4条第3項)



以下の行為類型を消費者が困惑して意思表示をしたときの取消権として追加する  
「消費者の不安を煽る告知」  
(想定事例)就職に不安を抱いている学生に対して「あなたは一生成功しない」などと根拠なく告げて不安を煽り、有料セミナーの受講を契約させる  
「勧誘目的で新たに構築した関係の濫用」  
(想定事例)いわゆるデート商法など

3 心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加  
(法第4条第3項)



以下の行為類型を消費者が困惑して意思表示をしたときの取消権として追加する  
「消費者が意思表示をする前に、事業者が履行に相当する行為を実施し、契約を強引に求めること。」  
(想定事例)ガソリンを入れようとガソリンスタンドに立ち寄ると頼みもしないのにワイパーを交換された上で代金を請求された。  
事業者が消費者に契約の締結を目的とする行為を実施し、当該消費者が「契約締結の意思表示をしないことによって損失が生じることを正当な理由がないのに強調して告げる」こと。

4 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方  
(法第9条第1号)



「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者が生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設ける

5 不当条項の類型の追加



消費者が「後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由として事業者」に解除権を付与する条項を無効とする規定を設ける  
法8条(「事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効」)及び法8条の2(「消費者の解除権を放棄させる条項の無効」)の潜脱を可能とするような事業者の決定権限付与条項を無効とする旨の規定を設ける。

以下については、逐条解説に記載するなどにより、より適正な条項作成が行われることを促すことが相当とされた

「サルベージ条項」を使用せずに具体的な条項を作成するよう努めるべき旨を法第3条第1項(努力義務)の逐条解説に記載する

「事業者の軽過失により消費者の生命又は身体に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項」は、裁判例に照らすと、法第10条により無効となり得るとされている旨を法第10条の逐条解説に記載する

## 第2 措置すべき内容を含む論点(続)

### 6 条項使用者不利の原則 (法第3条第1項)

事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、条項の解釈について疑義が生ずることのないよう配慮するよう努めなければならない旨を明らかにする

### 7 消費者に対する配慮に努める義務 (法第3条第1項)

当該消費者契約の目的となるものの性質に応じ、当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験についても考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない旨を明らかにする

## 第3 上記以外の論点

### 1 「勧誘」要件の在り方

事業者による働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであったとしても、そのことから直ちにその働きかけが「勧誘」に当たらないということとはできない旨を判示した最高裁判決が出されたことを踏まえ、今後の課題として、必要に応じ検討

### 2 約款の事前開示

契約条項については、消費者が消費者契約の締結に先立ち容易に知ることができる状態に置くことについて事業者の抽象的な努力義務として求められること自体については、一定のコンセンサスがあったものの、開示の方法や態様を巡り意見が分かれたことから、消費者に対する契約条項の開示の実態を更に把握することなどを経た上で、今後の課題として、必要に応じ検討

## その他の今後の検討課題

以下の事項については、重要な課題として今後も検討を進めていくことが適当、または、必要に応じて検討を進めていくことが適当とされた不利益事実の不告知における先行行為要件の削除や緩和等、判断力の不足等を不当に利用した不必要な契約の締結に関する取消権、電話勧誘に限らない執拗な勧誘行為、平均的な損害の額に係る事業者による根拠資料の提出、解释权限付与条項・決定権限付与条項に関する規律の在り方、サルベージ条項の規律の在り方、不当条項の規律の在り方全体、条項使用者不利の原則の解釈準則としての明文化、「消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供」への配慮に努める義務 平成27年報告書にて「今後の検討課題」とされたうちのその他の論点(「消費者」概念の在り方、断定的判断の提供、「第三者」による不当勧誘、法定追認の特則など)

- 本報告書において、措置すべき内容を含むとされた論点については、消費者と事業者から幅広く意見を聞く機会を設けるとともに、政府内における法制的な見地から更なる検討を行い、その実現に向けて必要な措置を採ることが求められる。
- 法改正が求められる事項について、改正法案が成立した際は、本専門調査会における審議状況を踏まえ、解釈や問題事例等について逐条解説等において明確化を図ることも必要である。